

IV 実態調査と保全の取組

IV-1 生物調査

1. 低地草原における植物生態学的調査

三好 学が保存のための調査を行ったのち、田島ヶ原を対象として本格的に学術調査を行ったのは、中野治房である。中野治房は植物生態学者で、東京帝国大学理学部植物学科及び大学院において三好に師事し、第七高等学校教授等を経て昭和9年東京帝国大学理学部教授に就任した。中野は東京帝大退官後の昭和19年に「草原の研究」を刊行し、植物生態学研究の成果を集成した（文献5）。

そこでは、「草原」の一類型として、河岸の低地に発達する「低地草原」を設定した上で、荒川沿岸の群落5ヶ所を「低地草原」の事例として取り上げた。その中で、田島ヶ原サクラソウ自生地におけるオギノカラマツ基群叢やオギーサクラソウ基群叢が調査された。調査実施時期は、明記された範囲で昭和2年5月、同年11月、昭和4年5月、昭和6年5月、昭和10年5月、昭和14年5月である。各調査とも、正確な調査箇所は不明だが、同書中には指定地に介在する村道で撮影したと思われる写真も掲載されている。

中野の調査項目は多岐にわたるが、植物種組成、地下水位、土壌調査（粒度、包水・含水量、化学成分）に大別され、天然記念物指定直後から広範囲の開墾以前の時期における指定地の科学的データとして貴重である。さらに、昭和2、6、10年の間の植生の遷移、特にコハナヤスリ、ハナムグラ、あるいはオギの衰退と、ヒメジョオンへの侵入、優占化がみられること、その誘因としては、自生地の乾燥化、すなわち堤防工事進展による冠水の減少や地下水位の低下があげられている。また、秋季・冬季における刈草は継続が望ましいものの、夏季以前における幼体の刈取りや焼却は植生への影響が懸念されることが指摘されている。

表IV-1 中野治房の調査（1） 植物種組成及び地下水位調査

季節	調査時期	地下水位	植物種数	備考
春季	昭和2年5月9日	110cm	56種	p.157表59では水位を120cmとする
	昭和4年5月	—	—	主要11種の個体密度調査
	昭和6年5月	—	72種	
	昭和10年5月	約1m	108種	
	昭和14年5月14日	—	—	主要9種の水度（浸透圧値）調査
秋季	昭和2年11月27日	1.30m	12種	10種は春季から、2種は秋季に検出

※地下水位の数値・単位は原文のままとした

表第IV-2 中野治房の調査（2） 土壌成分含有量（p.162 表60より作成）

成分	SiO ₂	Fe ₂ O ₃	CaO	Al ₂ O ₃	MnO	NO ₃	NH ₄
	0.66	7.70	0.98	3.09*	微	6.62	11.70

※数値は試料土壌乾量100g中の量（g）。窒素化合物は1000g中の量（mg）

表IV-3 中野治房の調査 (3) 恒存度の推移 (p.119 表 45)

種 名	昭和2年5月		昭和6年5月		昭和10年5月
	恒存度 (%)		恒存度 (%)		恒存度 (%)
	1 m ²	4 m ²	1 m ²	4 m ²	1 m ²
ヨシ	69.4	100	100	100	71.4
* オギ	100	100	100	100	71.4
* ノカラムツ	93.1	100	100	100	?
サクラソウ	98.6	100	100	100	100
ノウルシ	30.6	55.6	44.4	55.6	14.3
コハナヤスリ	93.1	100	55.6	77.8	14.3
ツクシ	11.1	27.8	33.3	66.7	57
ヒメジョオン	65.3	88.9	55.6	100	100
ハナムグラ	91.7	100	11.1	22.2	14.3
ヤブジラミ	1.4	5.6	0	22.2	14.3
コモチマンネングサ	4.2	11.1	11.1	11.1	?
種 数	56	56	72	72	

*代表的優占種

※種名の表記は現代仮名遣いに改めた

表IV-4 中野治房の調査 (4) 土壌の水素イオン濃度 (p.148 表 51・52 より作成)

測定時期	Sørensen 式色素法		キンヒドロソル電極 (区分は深度 cm)			
	春季		秋季			
測定位置	表層	地下水	0	20	80	130(地下水)
pH	6.2	6.4	6.24	6.06	5.71	5.66

IV-2 保全のための調査

指定地内の開墾や掘削という、天然記念物の保存上、憂慮される事態をも踏まえて、指定地の保全に万全を期するために、昭和 37 年度より指定地の公有化が開始された。そしてこれと並行して、指定地の現状を把握するための調査が開始され、以後、指定地の状況変化に応じて、指定地保全のための調査が蓄積されている。

1. サクラソウ繁殖状況調査

指定地周辺の環境の著しい変化が指定地に及ぼす影響が懸念され始めていた昭和 40 年 (1965) 年、指定地の変化に対する対策をたてるために指定地内の状況の科学的把握を目的とした調査が開始された。調査者は磯田洋二氏である。調査の目的として具体的に掲げられたのは、次の 4 点である。

- ① サクラソウ群落の消長を明らかにする
- ② サクラソウの開花状況を明らかにする
- ③ サクラソウ群落と他の植物群落との関連性を明らかにする
- ④ サクラソウ群落におよぼした公害の影響について明らかにする

調査の方法は、指定地内に調査用の枠を設置し、その枠内における植物相とサクラソウの個体数等を調査するものである。設定した調査枠は、1ヶ所あたり 10m×10mの正方形で、四隅に丸太杭を打設して同一ヶ所での調査継続に備えた (その後コンクリート製の杭に更新、更に平成 10 年に基準点測量の上、上面に金属標を設置したコンクリート杭に更新)。この調査枠を第一次指定地内に 11ヶ所設置した

(図IV-5)。調査区の設定は、指定地内における環境条件を勘案して選定された。調査に当たっては、その内部を更に1mメッシュに分割し、1m平方を基礎単位とした。これら11ヶ所、合計110㎡でのサクラソウ個体数の実数を、調査開始時を基準とした増減指数(変動率)に換算して、指定地におけるサクラソウ生育個体数の変動を把握すると共に、調査面積と指定地面積との比に乗じて指定地全体のサクラソウ個体を推計している。

昭和40年度から43年度までの4ヶ年度の調査結果は、昭和43年(1968)11月に「特別天然記念物『田島ヶ原サクラソウ自生地』における、ここ数年間のサクラソウの繁殖状況と、指定区域にみられる植物について」(文献6)として報告され、さらに10ヶ年の調査結果は、昭和50年(1975)3月に「特別天然記念物『田島ヶ原サクラソウ自生地』に於ける、過去十年間のサクラソウの消長について」(文献7)として概要が報告された。

この調査は、この後に行われる浦和市内天然記念物緊急調査、荒川調節池工事に伴う影響調査においても、調査項目に取り入れられ、サクラソウの開花期にあたる4月に毎年継続して行われた。さらに荒川調節池工事に伴う影響調査が終了した平成20年度以降には、さいたま市教育委員会により継続されており、サクラソウ個体数と指定地における植物相の推移に関する基礎データが蓄積されている。

2. 国指定特別天然記念物「田島ヶ原サクラソウ自生地」緊急調査

昭和47年度に埼玉県教育委員会によって実施された調査である。昭和43年頃から、サクラソウの生育個体数の急激な減少と、外来植物の繁茂が指摘されるようになった。それを受けて、指定地の現況と衰退の原因を明らかにし、サクラソウの生育に必要な環境復原と保護策等の基礎資料を得ることを目的として、この調査が行われた。実施された調査は、大別して次の3項目を対象とした。

- ① 田島ヶ原サクラソウ自生地に発達する草本群落
- ② 田島ヶ原サクラソウ自生地の生態
- ③ 埼玉県におけるサクラソウ属

なお、このうちの②では、指定地内の土壌調査が一年間を通して行われ、土壌含水量と土壌水素イオン濃度が測定された。

調査結果は、『埼玉県史跡名勝天然記念物調査報告書第2集 田島ヶ原サクラソウ自生地』として、昭和53年3月に埼玉県教育委員会より刊行された。

3. 浦和市内天然記念物緊急調査

浦和市(当時)内に所在する特別天然記念物を対象とした実態把握のための緊急調査である。昭和55年度から59年度までの5ヶ年事業として、国・県の補助金の交付を受けた浦和市が、浦和市天然記念物調査会に委託して調査を実施した。調査着手時の計画では、次の調査項目を実施することとされた。

- ① 植物目録の作成
- ② 植生図の作成
- ③ 群落の消長(被度の記録)
 - a: 群落の遷移の記録
 - b: スプリンクラーの散水効果による群落の遷移
 - c: スプリンクラーの散水効果の測定
- ④ 植物群落間の共存・競争に関する生態学的解析
 - a: 各群落の消長による照度・湿度・温度の変化測定
 - b: オギ・ノウルシの消長による生産構造・根系の移行と照度・湿度・温度の変化測定
 - c: サクラソウの生理生態学的解析
- ⑤ 田島ヶ原の土壌・土地の解析

- a : 含水量の分布測定・年間変化
 - b : 土壌粒子の分布的測定
 - c : 土壌肥料分析
- ⑥ 火入れのサクラソウ群落に及ぼす効果

- a : 火入れ時における地下・地表・地上の温度変化
- b : 火入れ時のサクラソウの根茎・種子の温度変化の影響

以上のうち、③b・cのスプリンクラーは、上述の昭和 47 年県調査において自生地の乾燥化が問題点として指摘されたことから、それへの対処として、昭和 49 年度に浦和市が指定地内への散水を目的として設置したものである。また、⑥の火入れは、昭和 30 年度から開始された指定地内のオギ・ヨシ等の焼却を指す（なお、さいたま市では指定地の保全のために行う場合「草焼き」と呼んでいる）。

調査の結果は、各年度に刊行された「浦和市天然記念物緊急調査概報」において「田島ヶ原サクラソウ自生地の実態報告」として報告され、さらにその調査結果の総括は、「浦和市内天然記念物調査報告書」として、浦和市教育委員会より昭和 56 年 3 月に刊行された。

4. 荒川調節池工事に伴う特別天然記念物「田島ヶ原サクラソウ自生地」影響調査

上掲の荒川第一調節池総合開発事業が実施されるにあたり、事業所管の建設省（当時）と文化庁の協議の結果、工事計画を一部変更したうえで、工事が特別天然記念物指定地に及ぼす影響を継続的に調査することで合意に達し、これに基づき実施されたものである。調査は、建設省関東地方建設局荒川上流工事事務所が浦和市天然記念物調査会に委託して実施された。調査期間は、昭和 57 年度から昭和 66（平成 3）年度を予定期間として開始され、結果的に平成 19 年度まで継続された。調査着手時の調査計画では、次の調査項目を実施することとされた。

- ①土壌条件
 - a : 土壌成分の分析（含水率、pH、全窒素など）
 - b : 土壌動物（微生物）
- ②水条件
 - a : 地下水位の変化
- ③植生の変化
 - a : 植物フロアの調査（施工前、5 年後、施工後 計 3 回）
 - b : 群落の遷移（毎年）
 - c : 植生図の作成（地区を定め、3 年おき）
 - d : 空中写真撮影（着工前、5 年後、施工後 計 6 回 春・秋年 2 回）

調査の結果は、各年度に「荒川調節池工事に伴う特別天然記念物田島ヶ原サクラソウ自生地影響調査概報」として刊行・報告され、さらに昭和 60 年度に『荒川調節池工事に伴う特別天然記念物田島ヶ原サクラソウ自生地影響調査第 1 次中間報告』、平成元年度に『荒川調節池工事に伴う特別天然記念物田島ヶ原サクラソウ自生地影響調査第 2 次中間報告』がそれぞれ刊行され、各段階での調査結果の総括が報告された。但し、調査全体の総括や、それを受けた対策の策定がなされないまま、平成 19 年度をもって調査は終了した。なお、調査の受託者は、平成 12 年度までは浦和市天然記念物調査会、平成 13～16 年度は財団法人埼玉県生態系保護協会である。平成 17～19 年度は国土交通省関東地方建設局荒川上流工事事務所の直営で磯田洋二氏が実施した。

5. 特別天然記念物「田島ヶ原サクラソウ自生地」保護増殖実験調査

これまで積み重ねられた現状把握のための調査を踏まえると、指定地の状況は人為的干渉を強める必要性も想定されるようになった。そこで、浦和市教育委員会では、今後の具体的保全対策策定のために

実験調査を実施することとした。調査は、国・県の補助金の交付を受けて、調査のために組織した特別天然記念物「田島ヶ原サクラソウ自生地」保護増殖実験調査検討委員会の指導によって実施された。調査期間は、平成8年度から平成12年度（1996-2000年）の5ヶ年事業とした。調査着手時の調査計画では、次の①～③の調査項目を実施することとされた。調査実施に当たっては、全体計画のもと、前年度の調査結果を踏まえて各年度に実施計画を策定し、保護増殖実験調査検討委員会の検討と承認を受けた上で実施した。平成10年度からは④の調査項目が追加された。

① 種子によるサクラソウ群落の形成実験調査

- a : サクラソウの結実
- b : サクラソウの種子の採取・調整・保存
- c : サクラソウの播種と種子の発芽
- d : サクラソウの人為管理による生育状況
- e : サクラソウ群落の人為形成
- f : クローン系種子からの発現形質

② 希少植物の増殖実験調査

- a : 田島ヶ原における希少植物
- b : 希少植物の種の採取
- c : 希少植物の種子からの育苗
- d : 希少植物の群落の人為形成

③ 帰化植物の繁殖を抑制する実験調査

- a : 田島ヶ原における繁殖を抑制する植物
- b : 植物の繁殖を抑制する方法と範囲

④ 特別天然記念物田島ヶ原サクラソウ自生地における訪花昆虫実態調査

- a : サクラソウ自生地の昆虫相
- b : 夕方の訪花昆虫調査
- c : 昼の訪花昆虫調査
- d : 浦和市東部でのサクラソウ属の訪花昆虫
- e : 飯能市吾野でのクリンソウの訪花昆虫

調査の結果は、各年度に刊行された「特別天然記念物田島ヶ原サクラソウ自生地保護増殖実験調査報告書」として報告され、事業最終の平成12年度には同年度の調査結果を併載して「特別天然記念物田島ヶ原サクラソウ自生地保護増殖実験調査事業報告書」が刊行され、調査結果の総括が報告された。

なお、これらの保護増殖実験調査と並行して、田島ヶ原サクラソウ自生地の保全計画の検討が行われ、この報告書の中で保護増殖実験調査検討委員会による以下のような提言が掲載された。

◎田島ヶ原サクラソウ自生地保存管理計画への提言

基本的な考え方

- ・指定地の周囲100m程の範囲を緩衝地帯とする
- ・緩衝地帯はビオトープ地として湿地草原とする
- ・自生地の乾燥を防ぐため、上流側に貯水用の池を造成する
- ・自生地に接する駐車場の位置を見直す
- ・サクラソウ自生地の保護管理を公園の中に位置付けるとともに、公園の性格・範囲を見直す

1. 周辺環境の問題

1) 湿地環境の維持

自生地の湿潤環境を維持する対策として、雨水、表面水の活用をはかる造成計画が必要

2) メタ個体群の確保

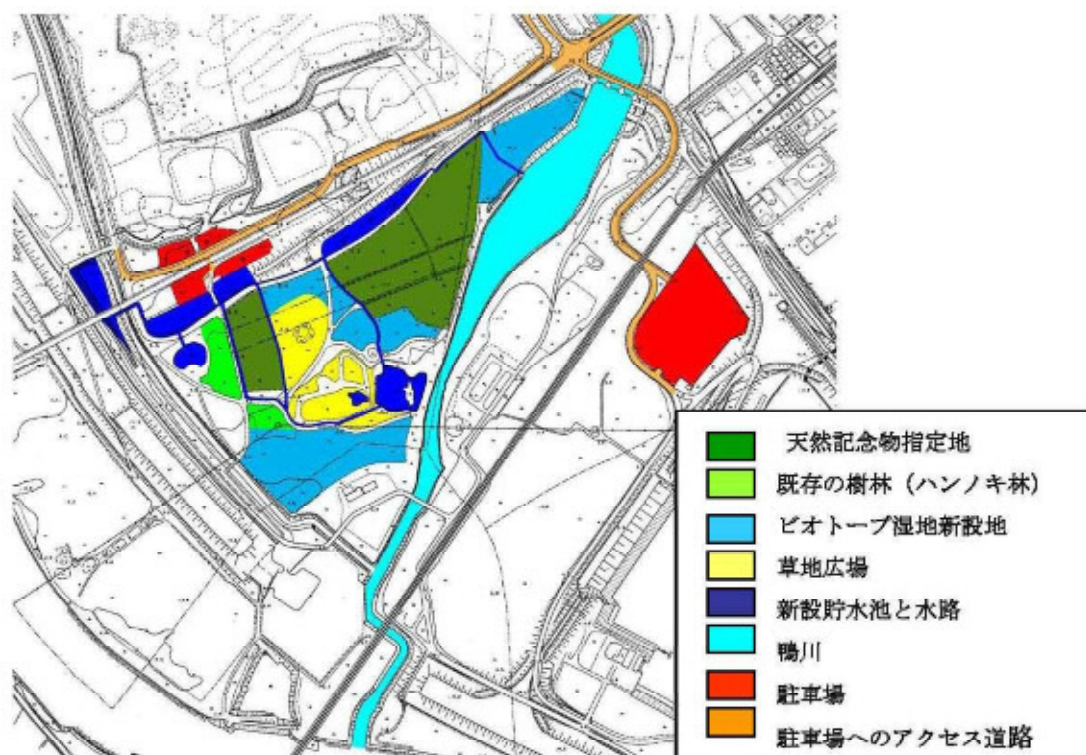
- ・サクラソウの個体群を周辺域に作り、花粉等の供給を補完

3) 訪花昆虫類の生育地の確保

- ・桜草公園内をはじめ、周辺地域に訪花昆虫等が生育できる植生を確保

- 4) 鴨川の河岸斜面の管理
- ・ 自生地の保全・活用に適した鴨川河岸の管理
2. 桜草公園の整備および管理の問題
- ・ 公園内の庭園的植栽を改め、自生種による低木林や草地を確保
 - ・ 公園樹木を撤去
 - ・ 公園の再整備に際してはビオトープ的に再整備
 - ・ 公園内の景観についての基本的な配慮
 - ・ 公園駐車場はできるだけ自生地から離す
 - ・ 砂・砂利の自生地土壌への混入を防ぐ防止柵を設置
 - ・ 電線の地下ケーブル化
 - ・ 公園整備において埋設物を処理
 - ・ 自然公園的、ビオトープ的な公園再整備
3. 自生地の土地自体の問題
- ・ 自生地の採掘跡を周辺の用土で埋め立て
 - ・ 異物の埋設箇所を植物に適した土壌に改良
4. 自生地の管理方法の問題
- ・ 自生地の管理体制として専門施設の設置を検討
 - ・ 観察路の再整備
 - ・ 関係機関による検討協議会の設置
- ・ 自然保護の趣旨を啓発することで盗掘を抑止
 - ・ 自生地の保護や特にサクラソウに関心を持つボランティアを養成
 - ・ サクラソウに障害を与える帰化植物、在来植物の排除
 - ・ 実効的な散水とするためにスプリンクラーの増設を検討
5. 活用について
- ・ 案内板解説板の充実
 - ・ 見学会研修会の実施
 - ・ 講演会、シンポジウム、サクラソウ会議の実施
 - ・ サクラソウ愛好会やクラブの育成
 - ・ 園芸サクラソウの展示会、普及会の後援
 - ・ 啓発活動を行うボランティアの育成
 - ・ サクラソウをテーマにした公園の設置
 - ・ サクラソウをテーマにした博物館の設置
 - ・ 見学会の広報の拡充
 - ・ 栽培の専門家による実技を交えた講演会開催
 - ・ さくら草まつりにおける展示
 - ・ 指定地周辺への園芸サクラソウの持込みを抑制
 - ・ さくら草まつり実施場所の変更 等

保護増殖実験調査検討委員会の報告書の付図として、全体計画案（図IV-1）が付帯された。



図IV-1 保護増殖実験調査検討委員会より提案された全体計画案 2000年

6. 特別天然記念物「田島ケ原サクラソウ自生地」保存管理計画策定に伴う調査

天然記念物緊急調査事業として国庫補助金の交付を受けて実施した今回の保存管理計画策定に伴い、指定地の現況把握のために実施した調査である。平成 23 年度から 25 年度を調査期間とし、次の調査を実施した。この調査結果は、本書付編にその概要を収録する。

- ① 指定地範囲確認のための境界測量調査（平成 23 年度）
- ② 植物群落の状況確認のための植物群落分布調査（平成 24 年度）
- ③ 自生地の地下水位把握のための土質調査（平成 25 年度）

IV-3 保全と管理の取組

大正 9 年の天然記念物指定後、指定地を保全するための取組が開始された。大正 10 年度に標識、説明板、境界区画、鉄線囲柵等の保存設備工事が内務省の補助金の交付を受けて実施され、昭和 11 年には野ねずみ駆除、蔓草除去が文部省の補助金交付を受けて実施された。

文化財保護法のもとでの特別天然記念物指定を経て、今日に至るまで、試行錯誤を伴いつつ、指定地を保全し適正に管理するための取組が継続されている。実施された取組は、①施設・設備の整備と、②植生の管理とに大別される。この内、②については次章で現状と課題を整理するので、ここでは主に①について述べておく。

1. 観察路と囲柵の整備

サクラソウの盗掘防止を含め、指定地内への来訪者の立ち入りを制限することが、自生地の保全における指定時以来の課題であった。その一方で、指定地の豊かな植生を間近で観察できる仕掛けも、特別天然記念物としてサクラソウ自生地が保存されていることに理解を得る上では、必要なことでもある。こうした観点から、第一次指定地内では、主に既存の道路（指定地外）を利用して、サクラソウ自生地の内部の様子をより間近で観察するための観察路が整備された。

観察路の整備は、通路の設備設置としてではなく、立ち入りを制限する範囲の明示、すなわち囲柵の整備として進められた。上述のように、既に大正 10 年度には囲柵が設置されていたが、昭和 36 年度から 5 ヶ年計画で、県費補助金の交付を受けて、コンクリート製の囲柵設置が進められた。さらに、昭和 61 年度には国庫及び県費補助事業として、観察路の囲柵が整備された。

なお、第一次指定地内は、この観察路によって 5 ブロックに分けられており、それぞれ A～E 区と呼称している。この内、C・D 区を区画する観察路は指定地に設けられたものだが、他の観察路は指定地に含まれていない通路部分である。この C・D 区間の観察路の位置は、既に昭和初期までの指定地管理図面において通路状の区画として描画されていることから、この部分は従前の管理形態を踏襲したと考えられる。また、第二次指定地内にも通路が 2 条通っているが、第二次指定地は全体を囲



図IV-2 第一次指定地の区分と観察路

柵が囲繞しており、観察路や道路としての形状を呈してはいない。

2. 給水設備の整備

乾燥化の進展が指定地保全の上での問題として指摘されたことを受けて、浦和市教育委員会は、乾燥化を抑制するための取組として、人為的給水を行った。具体的には、地下水を汲み上げて自働散水装置スプリンクラーによって指定地内に散水する方法がとられた。地下水を汲み上げる井戸と受水槽及びポンプは、E区内の荒木田土掘削跡に設けられ、そこから観察路を通して給水管を敷設し、指定地内にスプリンクラーを26ヶ所設置した。工事は国庫及び県費補助金の交付を受けて、昭和50年2月から3月に行われた。この設備を使用した散水は、平成14年まで実施された。但し、指定地内が最も乾燥状態に見舞われる夏季には、オギ・ヨシが群生し、設置したスプリンクラーを被覆してしまうため散水範囲が局所的となってしまう、十分な給水効果をあげられなかった。また、散水のための地下水汲み上げは、地下水位の低下をもたらす懸念も指摘された。これらのことから、この給水設備を用いた乾燥化抑制の取組は打ち切られた。



図IV-3 第一次指定地給水設備と散水範囲

3. その他の設備等整備

以上の他に、サクラソウ自生地の管理等のための設備等として、特別天然記念物指定地境界標や、標柱、説明板等の設置が進められてきた。現在、指定地に設置されているものは、次の通りである。それらの設置位置を図IV-4・5に掲げる。

表IV-5 指定地内の工作物

	工作物	内容	設置年	設置位置・数量	設置の経緯
1	指定地標柱	御影石製	1966年	第一次指定地B区	
2	指定地標杭(旧)	指定地境界標。コンクリート製	1966年	指定地境界	
3	指定地標杭(新)	指定地境界標。御影石製	2012年	指定地境界	保存管理計画策定事業
4	株数調査永久枠	10m四方枠の4隅。コンクリート製	1998年	1ヶ所4基。A・B・D区3か所、C・E区1か所、合計11か所	当初木製杭、コンクリート杭を更新
5	調査用基準杭	世界測地系座標杭。御影石製	2012年	第一次指定地4基(A・B・C・E区)、第二次指定地4基	
6	地下水位観測井戸	地下水位計測用井戸及び計測器設置箱	1981年	第一次指定地A・E区各1基、第二次指定地1基	荒川調節池総合開発事業により設置
7	指定地囲柵	コンクリート製	1961年	第一次指定地及び第二次指定地外周	
8	指定地囲柵	擬木製	1987年	第一次指定地観察路	コンクリート製有刺鉄線柵を改修
9	観察路入口標	擬木製(No.8の囲柵とセット)	1987年	第一次指定地観察路入口	
10	注意標	金属製	1987年	第一次指定地A・D・E区2基、B・C区1基、第二次指定地2基	宝くじ協会寄贈

11	注意札	金属製	1977年		
11	説明板	コンクリート基礎、 金属製	1979年	第一次指定地B区2基、E区1基	2014年改修
12	給水用井戸・ポンプ		1975年	第一次指定地E区	

IV-4 啓発と活用

サクラソウ自生地には、一年を通して多数の見学者・遊覧者が来訪している。平成22年度に実施した調査によると、見学者・遊覧者が最も多い時季はサクラソウ開花期（4月）、約15,000人となっている。その内95%は60歳～79歳で、女性が65%を占め、42%が県外からの訪問客である。

見学後の感想では、「美しい自然が残されていて感動した」、「サクラソウがもっと一面に咲いていると思った」、「サクラソウよりノウルシの方が優勢だった」のいずれかに集約される。他に「自生地までの道筋が分かりにくい」、「近くに店舗があると良い」などの意見もあった。

サクラソウ自生地がこのように多数の方の訪れる名勝地として定着した背景には、江戸時代以来のサクラソウ愛好文化とサクラソウ探訪の伝統があると思われるが、指定地の価値を発信する取組の蓄積によるところも大きいと思われる。旧土合村当時以来、サクラソウ自生地を案内・解説するパンフレット等を繰り返し刊行している。近年では市のウェブサイトでも「自生地の四季」をはじめとする各種の情報発信に取り組んでいる。

その一方で、自生地をサクラソウ園と誤認する見方も広くみられる。サクラソウが多くの方を自生地に誘う要素であるとしても、サクラソウと共に、共生する湿性植物群にも自生地の価値が由来していることについて、理解を広げる努力が必要である。こうした取組としては、開花期に市民ボランティアと協働によるサクラソウ自生地の案内・解説、自生地内に群生する他の植物についても見どころの紹介、また指定地の解説パンフレットやウェブサイトでの紹介を行っている。

都市近郊において保存されているサクラソウ自生地は、学校教育や生涯学習における自然・環境学習の格好のフィールドとなる。それら教育・学習の場として指定地が活用されるよう、適切な情報発信や環境の整備が必要である。その一方で、観察路の路面硬化など、来訪者の増加による課題も生じており、オーバーユースによる指定地への負荷を拡大しないための取組やしかけ造りも重要な課題である。



図IV-4 指定地内の工作物(1)



図IV-5 指定地内の工作物(2)